

新潟県条例第25号

新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び新潟県警察署協議会条例の一部を改正する条例

(新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年新潟県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
新潟県新潟警察署	新潟市中央区	新潟市中央区（新潟中央警察署の管轄する区域を除く。）			
新潟県新潟中央警察署	新潟市中央区	新潟市中央区（信濃川左岸の区域に限る。）	新潟県新潟中央警察署	新潟市中央区	新潟市中央区（信濃川左岸の区域に限る。）
新潟県新潟東警察署	新潟市東区	新潟市東区	新潟県新潟東警察署	新潟市中央区	新潟市東区（江南警察署の管轄する区域を除く。）及び中央区（新潟中央警察署及び江南警察署の管轄する区域を除く。）
(略)			(略)		
新潟県江南警察署	新潟市江南区	新潟市江南区	新潟県江南警察署	新潟市江南区	新潟市江南区、東区（栗山、栗山1丁目から4丁目まで、石山、石山1丁目から6丁目まで、石山団地、江口、逢谷内の一部（大石排水路の南側の区域）、岡山の一部（市道太平岡山線3号及び岡山江口線の西側の区域）、亀田中島4丁目、北山、下場、下場新町、下場本町、猿ヶ馬場、猿ヶ馬場1丁目及び2丁目、新石山1丁目から5丁目まで、新岡山2丁目、児池、寺山の一部（大石排水路の南側の区域）、東明1丁目から8丁目まで、中島、中島1丁目及び2丁目、中野山、中野山1丁目から8丁目まで、西野、東中島1丁目から4丁目まで、東中野山1丁目から7丁目まで、南紫竹2丁目、もえぎ野1丁目から3丁目

					まで並びに若葉町1丁目及び2丁目に限る。)及び中央区(鶉ノ子、姥ヶ山、姥ヶ山1丁目から6丁目まで、上沼(393番3、393番7、393番8、394番1、394番2、394番4から394番6まで及び395番1を除く。)、親松(1201番1、1201番4から1201番17まで、1201番21から1201番36まで、1204番1、1204番4から1204番28まで、1205番1から1205番16まで、1206番1から1206番6まで及び1207番5に限る。)、亀田早通、久蔵興野、京王1丁目から3丁目まで、高志1丁目及び2丁目、湖南、鐘木、清五郎、曾川、太右エ門新田、高美町、俵柳、長湯、長湯1丁目から3丁目まで、鍋湯新田、弁天橋通1丁目から3丁目まで、南長湯、美の里、山二ツ並びに山二ツ1丁目から5丁目までに限る。)
(略)			(略)		
新潟県新発田警察署	新発田市	新発田市 胎内市 北蒲原郡聖籠町(新潟北警察署の管轄する区域を除く。)	新潟県胎内警察署	胎内市	胎内市
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

(新潟県警察署協議会条例の一部改正)

第2条 新潟県警察署協議会条例(平成13年新潟県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
警察署	警察署協議会の名称	警察署	警察署協議会の名称
新潟県新潟警察署	新潟警察署協議会	新潟県新潟中央警察署	新潟中央警察署協議会
新潟県新潟中央警察署	新潟中央警察署協議会	(略)	(略)
(略)	(略)	新潟県村上警察署	村上警察署協議会
新潟県村上警察署	村上警察署協議会	新潟県胎内警察署	胎内警察署協議会
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、平成29年9月1日から施行する。